

## 市有施設の吹付けアスベスト等に係る飛散防止に関する指針

### (趣旨)

第1 この指針は、枚方市が保有する施設における吹付けアスベスト等の使用実態調査及び分析調査の結果、吹付けアスベスト等の使用が認められた施設（以下、「対象施設」という。）について本市が実施する飛散防止対策（以下、「防止対策」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この指針において「吹付けアスベスト等」とは、吹付けアスベスト並びにアスベストを含有する吹付けロックウール、吹付けひる石及びパーライト吹付け等の吹付け材をいう。

### (判定の実施)

第3 対象施設における吹付けアスベスト等が使用されている場所については、その状態ごとに次の判定基準に基づき判定を実施するものとする。

- (1) A判定 吹付けアスベスト等が露出した場所で、その状態が不安定なもの
- (2) B判定 吹付けアスベスト等が露出した場所で、その状態が安定したもの
- (3) C判定 天井裏又は仕上材等で囲まれた場所で、吹付けアスベスト等が確認されたもの
- (4) D判定 閉鎖した施設で吹付けアスベスト等が確認されたもの

### (判定区分に応じた対策)

第4 第3の規定に基づき判定区分した対象施設の場所については、次の表に定めるところにより防止対策を実施するものとする。

区 分	防 止 対 策 の 内 容
A判定の場所	施設の状況に応じた除去、囲い込み又は封じ込めのいずれかの対策の早急な実施
B判定の場所	定期的な空気中のアスベスト濃度測定の実施及び吹付けアスベスト等の良好な状態の維持保全。ただし、利用者が接触するなどにより吹付けアスベスト等が損傷するおそれのある場合又は損傷している箇所が見受けられる場合若しくは機械の振動等で吹付けアスベスト等が飛散するおそれがある場合は、施設の状況に応じて、除去、囲い込み又は封じ込めのいずれかの対策を早急に実施するものとする。
C判定の場所	(1) 囲い込みが施されている場所の定期的な空気中のアスベスト濃度測定の実施及び良好な囲い込み状態の維持保全 (2) 今後の施設の改修又は解体時に併せた吹付けアスベスト等の除去を基本とする対策の実施
D判定の場所	(1) 通常、人の出入りがない場合においては、現状の維持保全 (2) 今後の施設の再利用又は解体時に併せた吹付けアスベスト等の除去を基本とする対策の実施

(緊急措置の実施)

第5 A判定、B判定又はC判定の場所については、防止対策に先立ち、速やかに当該場所の空气中のアスベスト濃度測定を実施するものとし、その結果に応じて、当該場所の使用禁止等安全の確保のため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この指針は、平成17年11月22日から施行する。